## 資料 95 土壌の汚染に係る環境基準(令和4年12月末現在)

2	ተተ ያህ		のパネに味る味気卒牛(1	1日 1 十 12 / 1 / N 少t 圧 /
	項	目	環境上の条件	測 定 方 法
			検液 1 L につき 0.003mg 以下であり、	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、日本産
力	ドミ	ウム	かつ、農用地においては、	業規格(以下「規格」という。) K0102の55.2、55.3又は55.4
/~		, ,	米 1 kg につき 0.4mg 以下であること。	に定める方法、農用地に係るものにあっては、昭和46年6月農林
			The territory of the second constraints and the second constraints are second constraints and the second constraints are second constraints.	省令第 47 号に定める方法
١.				規格 K0102 の 38 に定める方法 (規格 K0102 の 38.1.1 及び 38 の
全	シ	アン	検液中に検出されないこと。	備考 11 に定める方法を除く。)又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第
				59 号付表 1 に掲げる方法
				昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格K
有	機	燃	検液中に検出されないこと。	0102 の 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64
-	鉛		   検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。	規格 K 0102 の 54 に定める方法
	<b>亚</b> 口		使似 I L に J a O. OI ling 以下 C めること。	規格K0102 の 64 に足める方伝 規格K0102 の 65.2 (規格K0102 の 65.2.7 を除く。) に定める方
				法 (ただし、規格K0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分の濃
六	価 ク	ロム	検液1L につき 0.05mg 以下であること。	度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170-7の7のa)
				又はb)に定める操作を行うものとする。)
			検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、規格K
砒		麦	かつ、農用地(田に限る。)においては、土	0102 の 61 に定める方法、農用地に係るものにあっては、昭和 50
100		71.	壊 1 kg につき 15mg 未満であること。	年4月総理府令第31号に定める方法
総	水	チ	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 2 に掲げる方法
				昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 3 及び昭和 49 年 9 月環境
,	ルキル	レ水動	検液中に検出されないこと。	庁告示第64号付表3に掲げる方法
Р	С	В	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
	銅		農用地(田に限る。)において、	昭和 47 年 10 月総理府令第 66 号に定める方法
	제비		土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。	四年 年 10 月 松壁 N 市 另 00 万 に 足 の る 刀 伝
ジ	クロロ		検液1L につき 0.02mg 以下であること。	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
兀	塩 化		検液1L につき 0.002mg 以下であること。	規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
	コロエチレ			
		塩化ビニ	検疫 1 L につき 0.002mg 以下であること。	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
	- ノマー)		Maria De - Fo con Differ 7 = 1	H # 17 04 05 0 5 4 5 0 5 0 4 77 1 5 0 0 12 27 1 7 4 24
			検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。	規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1	->/ 44	エテレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること。	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法 シス体にあっては規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方
1 2	-ジカロロ	ェチレン	   検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。	法、トランス体にあっては規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に に 8.3.7 に
1, 4	7 7 11 11	-,,,,	TENC JO O. OHIII W. I. C. W. J. C. C.	定める方法
1 1	1-トリクロ	コロエタン	検液 1 L につき 1mg 以下であること。	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
			検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
			検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。	規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
			検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。	規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
			検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。	規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チ	ウ		検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 に掲げる方法
٠.				昭和 46年12月環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる
シ	マ	ジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。	方法
4	ナベン	+ 11 -	*検液1Lにつき 0.02mg 以下であること。	昭和 46年 12月環境庁告示第 59号付表6の第1又は第2に掲げる
)	7 1			方法
ベ	ン		検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セ	レ	ン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。	規格K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
				K0102 の規格 34.1 (規格 34 の備考 1 を除く。) 若しくは 34.4
				(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多
				量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液とし
				て、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g
				を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて
Š	2	素	検液1Lにつき 0.8mg 以下であること。	1,000ml としたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注 記のアルミュウム溶液のラインを追加する。) に定める方法及は
				記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は 規格 34.1.1c) (注(2)第3文及び規格 34の備考1を除く。) に定
				院格 34.1.1c (任任分弟 3 又及い規格 34 の哺与 1 を除く。) にためる方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物
				質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略する
				ことができる。) 及び昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 7 に
				掲げる方法
ほ	う	素	検液1Lにつき 1mg 以下であること。	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
			検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 8 に掲げる方法
供				1